

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 短期入所生活介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<短期入所生活介護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
評価の見直し		◇単独型短期入所生活介護費(Ⅰ):従来型個室 ※例 要介護1 655単位/日 → 645単位/日 要介護2 726単位/日 → 715単位/日 要介護3 796単位/日 → 787単位/日 要介護4 867単位/日 → 857単位/日 要介護5 937単位/日 → 926単位/日		1(1)H12告示19 P27~P28	/
一定割合の空床を確保	●(各月ごとに平均で)利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所生活介護を提供できる体制を整備 ●前3月における利用率が100分の90以上	◆緊急短期入所体制確保加算 40単位/日	●利用者全員に対して算定できる ●連続する3月間において、緊急短期入所受入加算を算定しない場合、続く3月間においては、緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は算定できない。	1(1)H12告示19 P29 2(2)H12通知40 P385	必要
緊急利用者の受け入れ	●やむを得ない理由により介護を受けることができない利用者であること ●居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者であること ●介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること ●利用定員の100分の5に相当する空床(緊急用空床)以外の利用が出来ない場合であって、緊急用空床を利用すること。	◆緊急短期入所受入加算 60単位/日(利用開始日から原則7日を限度) ※利用者の日常生活上の世話を行う 家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日を限度	●緊急用空床に緊急利用者を受け入れた時に、当該緊急利用者のみ算定できる。 ●緊急用空床を利用する場合に算定可能とし、緊急用空床以外の空床利用者は、当該加算を算定することができない。 ●連続する3月間において、緊急短期入所受入加算を算定しない場合、続く3月間においては、緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は算定できない。	1(1)H12告示19 P29 2(2)H12通知40 P385~P386	/
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり					

<介護予防短期入所生活介護>

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
評価の見直し		◇単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ):従来型個室 ※例 要支援1 492単位/日 → 483単位/日 要支援2 611単位/日 → 600単位/日		1(4)H18告示127 P130	/
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり					

②人員基準・設備基準関係

<基準該当(介護予防)短期入所生活介護>

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
基準の緩和	人員基準・設備基準の改正	・医師の配置義務を廃止 ・居室における利用者1人当たりの床面積を7.43㎡以上とする(従来は10.65㎡)		1(9)H11省令37 P233 1(10)H18省令35 P243

介護報酬改定資料 ～（介護予防）短期入所生活介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	… P 27～31
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	… P 130～133
3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 37 号）	… P 233～234 準用 P 229
4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準 （平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	… P 242～244 準用 P 239
5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期 入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 380～387
6 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について （平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号老振発第 0317001 号 老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、 老人保健課長連名通知）	… P 448～452 準用 P 432

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。